

○マニュアル作成の背景・目的及び構成

1. マニュアル作成の背景

近年、国際的には「生物多様性条約」(1993年発効)が締結されるなど、生物多様性の保全が人類共通の課題として注目されています。生物多様性は、生態系、種、遺伝子(種内)の3つのレベルで捉えられ、それぞれのレベルにおいて多様性が保持・復元されることが重要とされています。国レベルでは、生物多様性条約を受けて「生物多様性国家戦略」(1995年地球環境保全関係閣僚会議決定、2002年新たな国家戦略を策定)が策定され、各種取り組みが進められています。また、環境保全意識の高まりを受け、河川法改正(平成9年)により、目的に「環境の保全」が追加されたり、食料・農業・農村基本法の成立(平成11年)により、自然環境保全等の農業の多面的機能の発揮が位置づけられるなど、社会と自然との共生に向けて国の施策のあり方も変わりつつあります。

千葉県では、平成8年に「千葉県環境基本計画」を策定し、「ちば新時代5か年計画」(平成8年度～12年度)に基づき、環境施策を進めてきました。さらに、県では平成13年には「新世紀ちば5か年計画」(平成13年度～17年度)を策定し、この計画では、「政策展開の基本方向」の一つとして「環境と共生する社会づくり」を掲げ、その中で「人と自然が共生できるような多様な自然環境の保全」を目指すこととしています。

また、県内の自然について、学会等での情報整備の歴史は古く、千葉県植物誌(1958)、新版千葉県植物誌(1975)、千葉県動物誌(1990)などが刊行されてきました。平成8年からは「千葉県の自然誌」全12巻の刊行が始められています。

種レベルの生物多様性保全の取り組みとしては、まず、絶滅のおそれのある野生生物種を保護していくことが大切です。千葉県ではその取り組みとして、平成7年度から「千葉県の保護上重要な野生生物」(千葉県レッドデータブック)の作成に着手し、10年度に「植物編」、11年度に「動物編」を刊行しました。

一方、生態系レベルでの取り組みとしては、県土の貴重な生物の生息・生育の場をまとまりをもって保全・管理していくことが重要です。その基本的な前提として、自然環境保全地域等の指定地を含めて、県土全体で「ビオトープ」という観点から「貴重な生物の生息・生育地」を見直し、自然環境の保持・復元に向けての具体的な対応が求められています。

2. マニュアル作成の目的

「ビオトープ」という用語や考え方は、日本では 1990 年頃から盛んに用いられ普及してきました。しかし、それは大変あいまいなものでした。そこで本マニュアルでは、これまでの「ビオトープ」の概念や用語の使われ方を見直し整理しました。その上で「ビオトープ」をつくられるものとしてだけでなく、守られるものとしても認識し、「多様な、または貴重な野生生物が生息・生育空間であり、その状態を保持または目指して管理される場所」として位置づけ、これを県内に増やしていくことを目的としました。

3. マニュアルの構成

本マニュアルは 5 章から構成されています。

第 1 章の「ビオトープとは」では、これまでのビオトープの考え方を整理した上で、本マニュアルで用いるビオトープの概念を定めました。そしてビオトープを「守る：現状の自然を尊重し、その自然を目標とするタイプ（保持型）」と「つくる：現状ではない別の自然状態を目標にするタイプ（復元型）」という 2 つのタイプで整理しています。

第 2 章の「ビオトープのありか」では、ビオトープを取り巻く周辺環境としての千葉県の自然特性、社会特性を整理し、また、地形や植生を指標とする広域的な視点から県土を 4 区域等に分けることを設定しています。

第 3 章の「ビオトープの守り方」では、保持型のビオトープを対象に、守るビオトープについて考え方、手順、方向性、主な留意点についてまとめて解説しています。

第 4 章の「ビオトープのつくり方」では、復元型のビオトープを対象に、つくるビオトープについて同様にまとめて解説しています。

第 5 章の「ビオトープの活用・維持管理」では、以上の方針に従って今後整備されるビオトープの自然とのふれあいの場等としての活用、生物や自然の生態系に配慮した維持管理の方向性等についてまとめています。

なお、本マニュアルは別冊の「ビオトープ事例集」とセットで使っただけのように組み立ててあります。

「ビオトープ推進マニュアル」(本マニュアル)の概要

<マニュアルの対象>

本マニュアルは、行政、民間の自然保護から地域開発に至るまでの諸計画の担当者を対象にまとめられています。しかし、その理念や計画のとりまとめ方については住民やNPO、学校、地域の自然に関心のある一般県民の方々の参考となるよう工夫しました。

<マニュアルの活用場面>

地域の自然環境や生物多様性の保全・再生、健全な生態系での自然資源の有効活用などを前提とした様々な事業や取り組みを行う際に、参考となるよう工夫しました。

守り方、つくり方については総括的な方向性を示してあるので、構想段階での考え方をとりまとめる場面、また計画初期での地域環境の見方、目標とする生物種や立地環境等について、全体的な事業や取り組みのイメージづくりにも参考となると思います。

<マニュアルの位置づけ>

ビオトープの整備・管理は、一律の規格や基準づくりができません。したがって、本マニュアルで示すビオトープの整備・管理にあたっての全体的な考え方や方向性、目標の設定などを十分把握した上で、各地域で事業や取り組みに関わる方々がある程度独自の判断で進めて行くことが必要だと考えています。

「ビオトープ事例集」の概要

事例集は、これからビオトープを実際に整備・管理しようとしている方や、それに関わろうとしている方の参考としていただけるように、千葉県的事例を可能な限りたくさん集めました。

対象となる事業や取り組みについて、県の立地特性や環境特性を考慮し、森林や川、沼、海岸といった立地タイプ、目標とする種やテーマなどからも探せるよう工夫しました。